

公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて

公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて、見直し案を作成しました。施行日は、令和4年4月1日とします。

1 見直し基準の文言修正

H25に定めた見直し基準について、時勢を考慮し、かつ、実態に即したものとするため以下のとおり修正します。

	新	旧	減免割合
①	公共性が高い活動をしている団体・特別に市長が進める政策に関する活動をしている団体		全額減免（公民館） 5割減免（公民館以外）
②	社会的支援を必要とする方への活動等を行う団体	経済的・社会的弱者等への社会参画支援	5割減免
③	その他特定の政策の推進に資する団体※	その他特定の政策の推進（文化スポーツ振興）	5割減免
④	産業関係団体のうち、公共性のある団体		3割減免

※ 基準③に適合する団体は、文化、スポーツ、観光振興等に関する活動を行う団体であって、②及び④に該当しない団体をいう。

2 団体の新規追加について

(1) 多治見市腎友会（所管：福祉課）

ア R2.1月に要望書を受領。腎臓病患者を広く支援している団体であり、社会的支援を必要とする方への活動を行っているため、新規追加します。

イ 基準は②、対象施設は他の社会福祉団体と同様とします。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
新規追加	②			○				○	○			○	○		○		○			○

(表の見方)

社福＝社会福祉施設	都公＝都市公園	全＝全額免除
宿泊＝三の倉市民の里	学習＝学習館	5＝5割減免
文化＝文化会館	公民＝公民館、交流センター	3＝3割減免
図書＝子ども情報センター		
体育館＝体育館、運動場		
産文＝産業文化センター、勤労者センター		

(2) 公社) 多治見市シルバー人材センター (所管: 高齢福祉課)

ア R1 から継続的に要望を受けており、当該団体の活動は市の特定の政策の推進(高齢者の就労支援)に資するものと認められるため、新規追加します。

イ 基準は③、対象施設は使用実績を踏まえ、バロー文化ホール、公民館、産業文化センターとします。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
新規追加	③								○			○			○						

(3) セラミックバレエ協議会 (所管: 産業観光課)

ア R3.4月に発足した当該団体は、陶磁器業界、商工会議所、自治体等が参加し、地域振興を進める公益性が高い団体と認められるため、新規追加します。

イ 基準は④、対象施設は他の産業関係団体と同様とします。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
新規追加	④									○						○		○			

3 その他の変更について

(1) 根本校区地域力向上推進会議 (所管: 暮らし人権課)

ア 団体数の増加に対応するため、名称を「各校区地域力向上推進組織」に変更します。

※ 現状は4地域(根本、小泉、滝呂、笠原)。今後、脇之島、養正が追加予定

※ 団体名称は各校区ごとに異なる。

イ 公民館のない地域の地域力向上推進組織の活動を支援するため、自治会及びまちづくり市民会議と同様の取扱いとします。

→ 規則附則3「公益活動で公の施設等を使用する場合は、当該専用使用料の全額を免除する。」

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
現状	①		○								○										○
変更後	①	△	○								○									△	○

(2) 専修学校 (所管：教育推進課)

当該団体は、学校教育法に基づく学校であるため、基準を④から③に変更し、対象施設は私立高等学校と同様とします。

(例：看護専門学校、アンファッションカレッジ、文化洋裁専門学校、ミユキ文化服飾専門学校)

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
現 状	④									○						○		○		
変更後	③			○		○	○	○	○			○	○	○	○		○			

(3) 社会福祉協議会その他の社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人 (所管：福祉課)

ア 社会福祉協議会は、一個の団体として別に設定があり重複しているため、名称を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）」に変更します。※ 基準及び対象施設に変更なし

社会福祉法人 (社協を除く)	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5
名称変更のみ	①		○																	○

イ 併せて、社会福祉協議会の対象施設を従前と変更がないよう修正します。

社会福祉協議会	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	
現 状	①										○										
変更後	①		○								○										○

(4) 自治会 (所管：くらし人権課)

ア 緑化公園課から、「自治会は、都市公園の全額免除団体だが、児童遊園等には減免規定がないため、同様に取り扱えるようにしたい。」との政策的提案がありました。

イ これを受けて、「多治見市行政財産の目的外使用料徴収条例」別表第1における「公園、広場その他これらに類するもの」（9月議会改正箇所）について、都市公園と同様に全額免除できる規定を加えます。

	基準	全施設全	全施設5	社福5	都公全	都公5	宿泊5	学習5	文化5	文化3	公民全	公民5	図書5	体育館5	産文5	産文3	その他5	その他3	教育施設全	教育施設5	児童等全
現 状	①	△	○		○						○								△	○	
変更後	①	△	○		○						○								△	○	○

4 団体の削除について

下表の8団体（所管：産業観光課）を削除します。

No	団体名称	基準	状況
1	顔料商工組合	④	活動実態なし、使用実績なし
2	国際ソロプチミスト多治見	④	H30.8月解散
3	社交飲食業生活衛生同業組合	④	R 2.3月解散
4	多治見塩販売（協）	④	活動実態不明、使用実績なし
5	多治見たばこ販売（協）	④	H24.7月解散
6	東濃紙器段ボール箱（協）	④	H29.4月解散
7	多治見まちづくり(株)	③	R4.4月 観光協会と統合
8	(株)華柳	④	R4.4月 観光協会と統合

5 今後のスケジュール

R 4	1月	規則改正
	4月1日	施行